



マレーシアの知財紛争における Statutory Declarationの利用方法

1. はじめに

マレーシアでの知財紛争では、現地弁護士から「加害者にStatutory Declarationを作成させてはどうか？」というアドバイスを受けることがあります。Statutory Declaration(以下「法定宣誓書」といいます。)は日本人にとって聞き慣れない制度ですが、効果的に使うことで紛争解決の実行性を高めることも可能となりますので、概要を紹介します。

2. Statutory Declarationとは？

マレーシアの法制度はイギリスのコモンローを基礎としており、マレーシアには、イギリス、オーストラリア、シンガポール等のコモンウェルスの国々と同様、法定宣誓書という制度が存在します。

法定宣誓書とは、1960年法定宣誓書法(Statutory Declaration Act 1960)の定める形式に従って、Commissioner for Oaths(以下「公証人」といいます。)と呼ばれる資格者の面前で、文書に記載された特定の事実が真実である旨を宣誓した上で署名・作成する文書を指します。法定宣誓書の作成の際には、公証人が宣誓者のIDを必ず確認しますので、法定宣誓書の作成名義の真正は担保されています(したがって、制度上は法定宣誓書が偽造されることはありません。)。また、宣誓者が虚偽であることを知りつつ法定宣誓書に署名した場合には、マレーシア刑法(Penal Code)上の証拠偽造罪(false evidence)が成立し、禁固及び罰金を科されますので、文書の記載内容の真実性も担保されています。

マレーシアの法定宣誓書は、日本の宣誓認

証(公証人法58条の2)に類似した制度と言えます。日本の宣誓認証においても、文書の作成者本人が公証人の面前で文書の記載内容が真実であることを宣誓する必要があり(公証人法58条の2第1項)、かつ、宣誓者が文書の内容が虚偽であることを知りながら宣誓を行った場合には10万円以下の過料に処されることとなります(同法60条の5)。ただ、日本の宣誓認証は、比較的新しい制度ということもあってか、実務上広く利用されているわけではありません。これに対し、マレーシアの法定宣誓書は、企業と個人の日常の活動の様々な場面で広く利用されています。



〈マレーシア経済の象徴：ペトロナスタワー〉

3. 知財紛争における法定宣誓書の利用方法

法定宣誓書の利用は、知財紛争においてもメリットがあります。

例えば、日系企業が模倣品を販売しているマレーシア企業に対し警告書を送付し、当該マレーシア企業が今後は模倣品の販売を行わないことを約束したという事案において、日系企業としては、模倣品の流通状況の全体像を解明するため、当該マレーシア企業に対

し、模倣品の製造者、供給元、購入者の名称、所在地、購入・販売時期、購入・販売数量・代金等の情報を開示させることがあります。その場合、模倣品を販売していたマレーシア企業に対し、同社に対する損害賠償請求等は控えることと引き換えに、必要な情報を法定宣誓書の形式で開示させることが考えられます。

このような場面での法定宣誓書は、通常、加害企業と被害企業の弁護士間のやり取りを通じ、ドラフトを作成し、中身を詰めていきます。虚偽の法定宣誓書を作成すると刑事罰の対象となりますので、加害企業も被害企業が求める文案を全て受け入れてくれるわけではなく、加害企業として内容の真実性を確認できる限度の内容に落ち着くことが通常です。

また、法定宣誓書は、あくまでも特定の事実の真実性について宣誓する書面にとどまり、契約書ではありません。和解交渉の場面では、加害企業が模倣品を今後販売しないこと、これを遵守する限り被害企業が損害賠償を請求しないこと等について定めた和解契約書を別途作成することが一般的です。

模倣品の販売企業が作成した法定宣誓書は、その後、①当該企業が和解契約に違反して模倣品の販売を継続した場合の損害賠償請求訴訟や、②模倣品の製造・供給者に対する損害賠償請求訴訟において証拠として利用することが可能です。

①の場面では、過去に自らが作成した法定宣誓書において認めた事実関係を裁判の場で否認することは困難であるため、原告の立証の負担は軽減されます。②の場面においても、模倣品の製造・供給者が販売業者の作成した法定宣誓書の記載内容を争うことは容易ではありません。ただ、裁判において法定宣誓書の記載内容が争点となった場合は、法定宣誓書に記載された事実がそのまま認定されることはなく、法定宣誓書の作成者が証人と

して証言することが求められることが通常です。



〈法定宣誓書に押印されるCommissioner for Oathsの認証印〉

4. 最後に

法定宣誓書の署名は物理的に公証人に面前で行う必要があるため、コロナの発生後、マレーシアの移動制限令（Movement Control Order）等に基づく規制により、法定宣誓書の作成が困難な時期がありました。マレーシアのコロナ規制は地域によって異なるため、法定宣誓書の作成に当たっては当該地域の公証人の業務状況を確認することが必要となります。

筆者紹介

梅田 宏康（うめだ ひろやす）

2010年弁護士登録、2011年～現在TMI総合法律事務所勤務、2019年よりシンガポールオフィスに駐在。マレーシアとインドネシアの現地法律事務所での駐在経験を活かし、日系企業による両国での知財紛争、M&A、契約・労務紛争等をサポートしている。